

公益財団法人山口県スポーツ協会役員及び 評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「協会」という。）の定款第15条及び第30条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、交通費、宿泊費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類)

第3条 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第4条 協会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬及び期末手当を支給することができる。

2 常勤役員の報酬等の額は、理事会の承認を経て、公益財団法人山口県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が定める。但し、県及び市町から給与又は報酬の支給を受けている役員については、この限りでない。

3 評議員及び常勤役員以外の役員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第5条 協会の常勤役員の報酬及び期末手当の額は、別表第1「常勤役員の報酬及び期末手当の額」のとおりとする。

(報酬等の支給日)

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月21日に支払うものとする。但し、21日が土曜日、日曜日及び祝祭日の場合は、その前日とする。

2 職務遂行期間が1か月未満の場合は、日割りとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員の報酬等は、原則、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。但し、本人の申し出に基づき、現金により支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第8条 協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、平成27年3月27日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
- 3 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

常勤役員の報酬及び期末手当の額

区 分	金 額
報 酬	1人につき、月額30万円の範囲内
期末手当	県職員の例による